

障企自発 0331 第 1 号
こ 支 障 9 1 号
令和 7 年 3 月 31 日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{市 区 町 村 長} \end{array} \right]$ 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長
(公 印 省 略)
こども家庭庁支援局障害児支援課長
(公 印 省 略)

「補装具費支給事務取扱要領」の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく補装具費支給制度について、今般、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示 528 号）」の一部の改正を行った。

これに伴い、「「補装具費支給事務取扱要領」の制定について」（平成 30 年 3 月 23 日付け障企自発 0323 第 1 号）で定める補装具費支給事務取扱要領の一部を別紙の通り改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしたので、その旨御了知の上、貴管内身体障害者更生相談所等の関係機関へ周知願いたい。